

令和8年9月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結いホール 令和8年9月18日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(14名)

1	山田(隆)委員	2	大吉委員	3	菅村委員	4	松田委員	5	三島委員
6	東委員	7	山田(定)委員	8	伊村委員	9	野山委員	10	皆吉委員
11	村山委員	12	亘委員	13	今井委員	14	川畑会長		

最適化推進委員

1		2		3		4		5	久富委員
6		7		8		9		10	

欠席者：なし

3. 議事日程

議案第34号	農用地利用計画変更に関する承認について
議案第35号	農地法第3条の規定による許可について
議案第36号	農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
議案第37号	農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用推進計画(案)に対する意見について
議案第38号	農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について
議案第39号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第40号	非農地判断について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書(相続)に関する報告

5. その他

- (1) 次期総会について
 - 日 時：10月23日(金) 午前9時から
 - 場 所：和泊町役場 結いホール(道路側)
 - 議案締切：10月14日(水)
 - 現地確認：10月15日(木)
 - 議案発送：10月20日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美
事務局主査 先山 照子 会計年度 辻井 理恵(制作者)

○重信局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。本日の委員は14名で定足数に達しておりますため、本日の総会は成立いたします。それでは、ただいまから令和8年9月期和泊町農業委員会定例会を開会いたします。はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

○川畑会長

【会長あいさつ】

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○川畑会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、三島委員と東委員、私の3名でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の34号農用地利用計画変更に関する承認について説明をお願いします。

○先山主査

整理番号1番、農業用施設への用途の変更。土地の所在が皆川字松当〇〇。畑。面積2,022㎡。現在小作地。申出人が皆川字の株式会社〇〇。農業用資材置き場を設置したいという理由。権利の種類は権利の移転。譲渡人が鹿児島市在住の〇〇氏。土地取得費が〇〇円。造成費として〇〇円。現在申請人はバレイショを約246haに栽培する農業法人として地域農業を担っています。場所の方はスクリーンをご覧ください。

(スクリーン参照)

令和7年、経営規模拡大ということで、農業用資材の支柱とかサンテナ置き場が不足しており、倉庫の横や道路際などに置いて、危険だということで、新たに既存の農業施設の倉庫に隣接するところ、農用地区域からの除外要件である農振法第13条第2項の要件を満たしています。代替地の方も検討されたみたいですが、所有者の方が少し難しいということで、今回の申請地にやむなく申請を行ったということです。審議の方よろしくお願いします。

○川畑会長

何か質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第 35 号農地法第 3 条の規定による許可について、農地法第 3 条の規定による許可申請を受理いたしましたので、次のとおり審議をお願いいたします。
議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(川畑会長 退席)

○今井委員

川畑会長に代わりまして、議事の進行を行います。説明の方をお願いします。

○重信局長

【申請番号 4 番の説明】

申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくをお願いいたします。

○今井委員

申請番号 4 番、久富委員をお願いします。

○久富委員

申請番号 4 番の畑は前回の台風で防風網が倒れて、渡人〇〇氏と受人〇〇氏が一緒に片付けをした際に、渡人〇〇氏が国頭字から出花字まで畑を作業するのが大変だということで、渡人〇〇氏に買ってほしいということでした。受人〇〇氏の方も規模拡大したということでしたので、個人間売買なのですが、受人〇〇氏の方が耕作者としてやりましたということでした。以上です。

○今井委員

何か質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

(川畑会長 着席)

○重信局長

【申請番号 1 番から 3 番の説明】

以上 3 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくをお願いいたします。

○川畑会長

それでは申請番号 1 番、2 番、亘委員をお願いします。

○亘委員

申請番号 1 番は譲渡人が〇〇氏ほか 2 名とありますけれども、この畑は昔、一村共有ということで仁志字の畑としてされております。その時から仁志の字内で字の畑として使用され使われておりましたが、30 数年前の圃場整備の換地登記の際に、字での所有は

できないということになり、当時の若い担い手3名が共同名義で、その後も字の畑として耕作して字で収入を得ておりました。ところが30数年経ちまして、その若い担い手の方も高齢化しまして、この後はどうなっていくのかと字で協議をした結果、現在の若手、受人〇〇氏に譲渡し、管理していただくことになりました。そして、譲受人〇〇氏は仁志の字、こちら内窪地区内に畑を所有されておまして、畜産の法人で成牛を80頭、子牛を50頭ほど経営されております。その流れで申請番号2番、譲受人〇〇氏は法人の構成員かつ代表者でもあり農地を取得すると同時に、法人の方へ貸借しないといけないという縛りがありますので、今回その面で対策というのも上がってきました。同時進行になっております。何ら問題はないと思われております。ご審議の方をお願いいたします。

○川畑会長

申請番号3番、今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号3番は譲渡人〇〇氏と譲受人〇〇氏は親子です。譲受人〇〇氏は常時実習生を4名使っていて、パートが1名、あと家族で経営をされています。菊、バレイショ、サトウキビ、グラジオラスなど栽培しておまして、10筆、確認してきたのですが、本当に素晴らしく綺麗に使っていました。何ら問題もないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○川畑会長

それでは全体を通して何か質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案第36号農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積促進計画（案）について、農用地利用集積等促進計画（案）について、次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。

○谷山係長

農用地利用集積等促進計画の報告について、令和7年昨年度までは所有者から機構、機構から売渡と少し時間がかかっておりましたが、今年度より一括方式ということで同時に進めていく関係で、買入から売渡まで時間が短くなっている制度となっております。農地バンクを介した売買なので、いろいろなメリットであったり、税制措置があったりとかする関係でしております。

【所有権移転の申請番号1番、2番の説明】

【機構受託間契約の申請番号1番から3番の説明】

皆さん認定農業者でありますので、農地バンクのこの売買が使えるということになっております。いろいろな条件がありますが、ぜひ今後ともこのような農地バンクを介した売買が増えていくと思われます。以上になります。ご審議のほどお願いいたします。

○川畑会長

この件に関して何か質問はありませんか？

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第37号、農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(久富委員 退席)

○谷山係長

令和8年12月1日開始契約は新規10件、更新29件、変更1件、合計40件。

【申請番号23番、24番、25番の説明】

以上3件は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしくをお願いします。

○川畑会長

3件とも更新ということで、特に問題はないのかなというふうに思っております。この件に関して何か質問はありませんか？

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

(久富委員 着席)

議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(菅村委員 退席)

○谷山係長

【申請番号35番の説明】

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしくをお願いします。

○川畑会長

申請番号35番、山田(定)委員をお願いします。

○山田(定)委員

この畑の前耕作者の方が少し体調を崩しましてできないことで、渡人〇〇氏と受人〇〇氏の親の方で話がまとまったみたいなので、書類を作成しました。受人〇〇の家の方、実家の方に行きましたら、ハーベスターとかトラクターもいっぱいあって、キビ農家で、何も異常はないと思いますので、審議よろしくお願いします。

○川畑会長

この件に関して何か質問はありませんか？

(なしの声)

ないようですので採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

(菅村委員 着席)

○谷山係長

【申請番号 2 番、26 番、30 番、33 番、34 番、36 番、38 番、39 番、40 番の説明】

○川畑会長

申請番号 2 番、26 番、30 番、久富委員をお願いします。

○久富委員

3 件ともみなしの解消です。

○川畑委員

申請番号 33 番、34 番、38 番、39 番、山田(定)委員をお願いします。

○山田(定)委員

申請番号 33 番の根折前原の 1 筆は耕作できる面積が少なく面積で計算して〇〇円ぐらい。耕作できる範囲が 4 反。もう 1 筆は面積的に使い勝手も悪いので、渡人〇〇氏に相談して、賃料代を少し下げてもらい、耕作できる面積を調べて、賃料代を計算しました。元々、受人〇〇氏の親と契約していましたが、息子の受人〇〇氏にさせるということで、耕作者変更での契約です。34 番も同様に、息子の受人〇〇氏との契約です。38 番、39 番はみなしの解消です。以上です。

○川畑会長

申請番号 36 番、東委員をお願いします。

○東委員

渡人〇〇氏と受人有限会社〇〇との間で貸し借りの話が決まっていたのですけれども、所有者が瀬名字の方でしたので、平委員にお願いし確認して契約進めてもらいました。金額の方が決まっていなかったもので、そちらの方も私と平委員の方で調整をしました。前に耕作されていた渡人〇〇氏の息子さんがパパイヤ等を植えてあったようなのですが、すごく荒れていた様子で、隣で耕作している受人有限会社〇〇の方が使わないのだったら貸してほしいということで話が出たということでした。以上です。

○川畑会長

申請番号 40 番、皆吉委員お願いします。

○皆吉委員

これまでこの 3 筆は、大城字の耕作者との貸し借りだったようですが、契約期間が満了したことに伴いまして、渡人〇〇氏の妹の夫である受人〇〇氏に借りてほしいということで話が出ました。現場も見てきたのですが、玉城字から来るにも別に遠くない距離でもありまして、受人〇〇氏は畑にも精を出して牛農家で 8 頭飼っております。作付けはサトウキビの予定ということで、特に問題はないと考えます。

○川畑会長

この 9 件に関して、なにか質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

議案の第 38 号、農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第 4 の(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の追加の申出があったので別紙のとおり追加について審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

あっせん譲受け候補者名簿の追加についてです。国頭字の〇〇氏から借りたいというあっせんが出てきましたが、譲受け候補者名簿を確認したところ名簿になかったので、まずはあっせん事業に参加できる要件といたしまして、候補者名簿に登載ということで、今回の議案としてあげました。

【名簿追加内容説明】

以上です。よろしくお願いします。

○川畑会長

皆さん、なにか質問ありますか。三島委員お願いします。

○三島委員

あっせん者に対しても年齢制限とか、何か基準があるのでしょうか。

○先山主査

農地移動適正化あっせん基準ということで、和泊町が定めている基準があります。その中であっせんの要件、その者が農業経営の経営主であって、年齢が 65 歳以上であるときは、その後継者が現に農業に従事しているか、または近く従事する見込みがあると認められること。ただし、認定農業者にあってはこの限りではないという年齢の制限が入っております。

○川畑会長

ほかに意見のある方お願いします。

○今井委員

今回〇〇氏に連絡して話を伺いました。あっせん基準が 65 歳ということで、はっきり言うと、認められない可能性の方が高いのですが、お話を聞く限りでは、自分で少し荒れた畑とかを探してきていて、その畑に自分はサトウキビを植えたいのだということ、意欲は満々でした。皆さんの審議に委ねます。よろしくお願いします。

○皆吉委員

サトウキビを作られるような環境は、設備とかはちゃんとされているのでしょうか。トラクターとか農機具類とか。

○今井委員

〇〇氏の親が農業はされていて、機材はあるのですが、実際に私も畑で〇〇氏が農作業をされているところは見たことがありません。〇〇氏の畑なのですが、確かにサトウキビは生えています。

○川畑会長

東委員、お願いします。

○東委員

以前〇〇氏とお話をさせていただいたことがあるのですがけれども、サトウキビを植えている話はその時にも、株出しも 3 番どころじゃなくて、何番目かわからなく、隙間が空いたところに間立ちするような話を聞いていました。そんなにキビは株出し何番も立つのですかと聞くと、大丈夫と言っていました。私も実際に畑は見えてないので何とも言えないのですが、少し疑問が残るところはあります。

○川畑会長

村山委員、お願いします。

○村山委員

考え方によっては、遊休農地を開墾して作るということですから、別に許可して耕作されてもいいのかなと思うところもありますよね。これできるか否か、少し確率が低い可能性は話を聞く限りではそんな気がしますけれども。遊休農地を減らすという点では、認めてもいいのではないかと思います。

○川畑会長

実際に借りられるかどうかはまた別の問題になります。今回の〇〇氏をあっせん譲受名簿に記載しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、あっせん名簿に追加していきたいと思います。また、作付けなど国頭の農業委員さん注視してよろしくお願いします。次に行きます。

議案の第 39 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

【借りたい、2 件。貸したい、2 件。売りたい、1 件の説明】

○川畑会長

借りのあっせん1番と2番の国頭のあっせん価格はどうでしょうか。今井委員お願いします。

○今井委員

価格ですが、場所によっても異なるので。畑かんありなしでも異なってくると思うのですが、畑が決まってからをお願いします。

○川畑会長

借りのあっせん2番の喜美留長敷〇〇の畑はどうでしょうか。事務局お願いします。

○先山主査

この畑は現在、契約が入っております。この審議後、耕作者の方にあっせん委員の方で今後の確認をしていただきたいと思います。

○川畑会長

事務局からありましたように、この喜美留の畑は意向調査をして、話を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。借りの申出のあっせん委員は国頭の方は国頭字の3名でお願いします。2番の喜美留の方は、喜美留字と近いので国頭字西部でよろしくお願いします。

貸しのあっせん1番。古里と皆川の方で出ております。こちらの方も畑かんが入ったりなかったりってところで、畑が決まらなないと、あっせん価格の方も決まらないのかなとは思っております。皆吉委員お願いします。

○皆吉委員

昨日、古里の里村推進委員と話しをしました。基本的には〇〇円で、畑かん有の場合〇〇円で、ないところは〇〇円。相続された方は島にいないので、どうしても荒れないように借りてほしいということでした。以上です。

○川畑会長

貸しのあっせん1番のあっせん価格は〇〇円から〇〇円でいきたいと思います。あっせん委員は古里字と皆川字でお願いします。2番、和泊石上俣〇〇のあっせん価格を、三島さん説明をお願いします。

○三島委員

上手々知名担当の田浦委員より連絡がありまして、内容を引き継いでおります。面積3,352㎡あるということなのですが、実際の耕作面積はそこまでないということで、全面積で〇〇円から〇〇円ということでお話を伺っております。

○川畑会長

貸しのあっせん2番のあっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員を上手々知名字と畦布字でお願いします。

売りのあっせん1番、あっせん価格は野山委員、伊村委員お願いします。

○野山委員

畑かんがないということなので、中畑から下畑かなと。一応玉城字の場合、大体〇〇円から〇〇円の価格設定になっていますので、一応希望価格は範囲内であるので妥当かなと、そのように思います。以上です。

○伊村委員

玉城の方でも中畑から下畑、〇〇円から〇〇円という価格設定なので、少し足が出るのですが、下の方では妥当かなと思います。

○川畑会長

あっせん価格を〇〇円から〇〇円に希望価格も入るので進めてください。あっせん委員は玉城字と大城字をお願いします。この中で注意しないといけないのが、農用地区域外のところがあります。こちらはあっせんにはなりませんので、個人売買になる事も注意しながら説明の方をお願いしたいと思います。

次、買いのあっせん、議事参与の制限に該当する委員の退席をお願いします。

(川畑会長 退席)

○今井委員

川畑会長に代わりまして、議事の進行を行います。

○先山主査

【買いたい、1件の説明】

○今井委員

久富委員、お願いします。

○久富委員

この畑はもう前回、総会で売りたい申出があり、前耕作者の方に話をしましたが、買えないとの事で、他に規模拡大をしたいという方を字内から順番に話をしたところ、水がない畑で断られ、次に規模拡大の〇〇氏が周辺に畑があるので、買いたいということで〇〇氏になりました希望価格〇〇円で買うということでした。

○今井委員

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員を西原字と伊延字をお願いします。他に何か質問ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

(川畑会長 着席)

○川畑会長

議案第40号、非農地判断について事務局よりお願いします。

○重信局長

【申請内容説明】

○川畑会長

何か質問はないでしょうか。山田(隆)委員何かありますか。

○山田(隆)委員

局長と現地確認してきたのですが、2か所通路のところはしょうがないとして、中の方は木が生えていて重機を入れないといけないような状況で、写真の方でそこから5、6mぐらいのところに岩みたいな石が出ているので、畑に戻すのは少し困難な状況であります。畑としては少し不適切かなと思います。お願いします。

○川畑会長

他に何か質問ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

議事は以上ですのでこれで終わります。あとの合意解約に関する報告と、農地法第3条の3第1項の規定による届出相続に関する報告に関しましては、皆さんお目通しください。お願いします。

次期総会は10月23日の金曜日午前9時から、和泊町役場結いホールここで行いますのでお願いします。議案の締め切りが10月14日、現地確認が10月15日で、議案の発案が10月20日になっております。以上です。

令和8年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .